

令和5年度 第1回松戸市環境審議会
(会議録)

【開催日時】 令和5年11月21日(火) 午前10時から

【開催場所】 松戸市役所 新館7階 大会議室

【次 第】 第1回松戸市環境審議会

*開会

*挨拶

*議事

(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

*その他

*閉会

【出席者】 [委員]

・古井 恒 委員

・山田 千香子委員

・古閑 比斗志委員

・松田 茂一委員

・湯浅 康弘委員

・杉浦 正実委員

・松菱 則嗣 委員

・木ノ村 正浩委員

・曾宮 祐三委員

・東 克行委員

・小林 美紀委員

・坪田 一雄委員

・坂本 一憲委員 ※欠席

・梅木 清 委員 ※欠席

・藤田 隆 委員 ※欠席

[松戸市職員(事務局)]

・加藤 将秀 (環境部長)

・瀬谷 眞一 (環境政策課長)

・奈良場 健 (専門監)

・松本 優子 (課長補佐)

・初澤 克洋 (主査)

・松田 圭史 (主任主事)

[所管課(清掃施設整備課)]

- ・ 富樫 光晴 (清掃施設整備課長)
- ・ 細野 善二郎 (主幹)
- ・ 正村 光 (主事)
- ・ 八千代エンジニアリング株式会社

[関係課(課名のみ)]

- ・ 廃棄物対策課
- ・ 環境保全課
- ・ 都市計画課
- ・ 街づくり課
- ・ みどりと花の課
- ・ 道路維持課
- ・ 河川清流課
- ・ 下水道整備課
- ・ 下水道維持課
- ・ 公園緑地課 ※欠席

【傍聴者】 0名

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>ただいまから、「令和5年度第1回松戸市環境審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日、進行を務めさせていただきます松戸市環境政策課の松本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、環境審議会開催にあたりまして、環境部長の加藤からご挨拶申し上げます。</p> |
| 加藤部長 | <p>皆様こんにちは。環境部長の加藤でございます。</p> <p>本日はお忙しいところ、松戸市環境審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の環境行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日の環境審議会につきましては、(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、を議題とさせていただきます。</p> <p>本市では、新焼却施設整備に向けた一環として、千葉県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の手続きを進めており、今回、松戸市の意見を提出するにあたり、皆さまにお諮りするものでございます。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>委員の皆様におかれましては、環境保全の見地から、様々な事項につきまして、活発なご議論をいただきたいと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。それでは、本日配布した資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・松戸市環境審議会名簿 ・資料1（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（諮問） ・資料2（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 ・資料3（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について <p>参考資料として、令和5年版環境の現状と対策を配布させていただいております。以上となります。不足などございますか。</p> <p>それでは、年度も変わりましたので、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>先ほどご挨拶申し上げました環境部長の加藤でございます。</p> <p>続きまして、環境政策課長 瀬谷、環境政策課専門監 奈良場 環境政策課 初澤、松田</p> <p>本日の議題の所管課でございます清掃施設整備課長 富樫、清掃施設整備課 細野、正村</p> <p>続きまして、関係課の紹介でございます。関係する部署が多いため、課名のみのご案内とさせていただきます。廃棄物対策課、環境保全課、都市計画課、街づくり課、みどりと花の課、道路維持課、河川清流課、下水道整備課、下水道維持課。公園緑地課は欠席です。</p> <p>なお、環境影響評価に関する業務の請負者であります八千代エンジニアリング株式会社を同席させていただきます。ご了承くださいませようようお願い申し上げます。以上でございます。</p> <p>ここからは、松戸市環境審議会条例第8条第1項に基づき、議事進行を古井会長にお願いしたいと思っております。古井会長、よろしく願いいたします。</p> |
| 古井会長 | <p>おはようございます。古井でございます。</p> <p>それではこれより、私が議事進行をさせていただきます。</p> <p>本日配られました次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議題に入る前に、本日の委員の出席状況について、事務局から報告</p> |

| | |
|-------|---|
| | をお願いします。 |
| 事務局 | <p>本日は 3 名の方から欠席するとの連絡をいただいておりますので、出席は計 12 名となります。</p> <p>よって、松戸市環境審議会条例第 8 条第 2 項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告いたします。</p> <p>なお、今回より、とうかつ中央農業協同組合の秋谷様に代わりまして、木ノ村様が新たに委員に参画いたしました。</p> <p>木ノ村様一言ご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 木ノ村委員 | <p>本日初めてお目にかかる方ばかりで大変恐縮しておりますが、とうかつ中央農協の木ノ村と申します。先日の 6 月の総会にて役員人事が変更になりましたので、秋谷に代わり私が参加させていただく事になりました。農業者の立場になって何かご意見出来ることがありましたら役に立ちたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> |
| 古井会長 | <p>木ノ村様よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、本審議会は松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、公開となっておりますが、今回傍聴希望者はおりますか。</p> |
| 事務局 | 傍聴希望者はおりませんでしたので、ご報告いたします。 |
| 古井会長 | <p>それでは議事に移らせていただきます。</p> <p>本日記られました次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事「(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について」ですが、松戸市長から環境審議会会長宛に諮問が届いておりますので、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p>(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について (諮問)</p> <p>このことについて、松戸市環境審議会条例 (平成 6 年松戸市条例第 13 号) 第 2 条第 1 項第 2 号の規定により諮問します。</p> <p>1 諮問理由</p> <p>本事業は千葉県環境影響評価第 4 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条例第 9 条第 1 項に基づき、実施するものです。市民生活や事業活動に係る内容であることから、環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うため、環境審議会での審議をお願いするものです。</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>2 検討事項</p> <p>市で作成した（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、審議会の意見を伺うものです。</p> <p>なお、いただいた意見を踏まえ、12月20日までに市としての意見を知事に提出いたします。</p> |
| 古井会長 | <p>ありがとうございました。それでは、内容の詳細について、担当課より説明をお願いいたします。</p> |
| 清掃施設整備課 | <p>（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る、環境影響評価方法書の概要についてご説明いたします。エネルギー回収型廃棄物処理施設とは、ごみを焼却した際の熱を活用して、発電等によりエネルギーを回収する施設のことです。</p> <p>松戸市では、令和2年3月に稼働停止した旧クリーンセンター跡地において、このエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設準備を進めております。今回は、その一環として実施しております、環境影響評価についてのご説明です。なお、ご説明の中で仮称松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設のことを本施設と呼びます。</p> <p>本日ご説明いたします内容は、1 環境影響評価とは、2 事業計画の概要、3 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況、4 環境影響評価項目の選定、5 調査・予測及び評価の手法、6 今後の手続き、こちらの6つです。それでは早速、環境影響評価とは何かについて、ご説明いたします。</p> <p>環境影響評価とは、大規模な事業を実施する前に住民の皆様のご意見も参考にしながら、環境への影響を調査、予測、評価して、環境保全対策を検討する仕組みです。影響があると予測した場合には、影響を無くす、または小さくするような対策を事業の計画に取り入れて、環境に配慮した事業を目指します。</p> <p>次に、環境影響評価の一般的な流れをご説明いたします。本事業は、千葉県環境影響評価条例に基づいて、環境影響評価を実施します。段階的に図書を整理し、公告・縦覧していきます。左端の事業計画概要書で環境影響評価の実施を周知することから始まり、方法書で調査、予測、評価の方法を整理します。現在は、この方法書の段階です。</p> <p>調査等の方法について、住民の皆様や専門家、知事の意見を伺ったうえで、調査、予測、評価を実施していきます。その結果を準備書として整理し、同じように住民の皆様等にご意見を伺います。それらの意見を踏まえて、準備書を修正した評価書を公告した段階で、</p> |

事業を開始します。

また、影響の予測は、あくまでも予測で不確実なことがあるため、必要に応じて、工事中や施設ができた後に予測した影響と実際に乖離がないか、追加の対策が必要かどうかを検討する事後調査を実施し、報告書として整理します。これが、一連の環境影響評価の流れとなります。

続いて、事業計画の概要をご説明いたします。まずは、本事業の内容についてです。本事業の種類は、環境影響評価の分類において廃棄物焼却等施設の設置に該当します。

処理するごみは、主に可燃ごみ、その他のプラスチックなどのごみ、残渣等、災害廃棄物を計画しています。処理方式、ごみの燃やしかたは現時点では未定ですが、ごみを燃やす焼却方式、または、ごみを高温で溶かすガス化熔融方式で検討しています。

処理能力は、1日当たり402トンとして、環境影響評価を実施します。この値は、現時点で想定される最大値であるため、実際に建設する施設は、これよりも小さくなる可能性があります。煙突高さは、煙突の建築予定地の地面から55メートルが上限です。

次に本事業の目的です。本市は令和2年3月以前まで、クリーンセンターと和名ヶ谷クリーンセンターの2施設体制でごみの焼却処理をおこなっていました。その後、クリーンセンターが令和2年3月に稼働停止し、現在は、和名ヶ谷クリーンセンターで主に処理し、処理しきれないごみについては、近隣市や民間焼却施設に委託して処理しております。今後、和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、新焼却施設の整備の準備を進めております。

本事業は、クリーンセンター解体後の土地を候補地として、本施設を建設し、市内のごみを1施設で焼却する計画です。和名ヶ谷クリーンセンターも、発電可能な施設ですが、本施設は最新の技術で和名ヶ谷クリーンセンターよりも高効率なエネルギー回収を目指します。

続いて、都市計画対象事業実施区域の位置です。都市計画対象事業実施区域は、松戸市高柳新田にある、稼働停止中の旧クリーンセンター敷地です。右の図が区域の詳細図です。こちらに黒、赤、青の3本の線が見て取れると思います。黒線は都市計画対象事業実施区域です。赤線と青線は都市計画決定区域で、青が現在の区域、赤が今後変更する予定の区域です。

旧クリーンセンターは建設当初、西側の送電用鉄塔を除いた青線で計画決定しておりましたが、現在はこの鉄塔も旧クリーンセンターの

敷地に含まれております。本事業は、旧クリーンセンターの敷地を都市計画対象事業実施区域といたしますことから、黒線と同様の赤線で都市計画決定区域の変更をおこないます。また、旧クリーンセンターの用途地域は第1種住居地域となっておりますが、本事業を実施するためには、第2種住居地域に変更する必要があります。

これらの都市計画変更を、環境影響評価と併せて実施いたします。先ほどから、単に事業実施区域ではなく、都市計画対象事業実施区域と申しておりますが、都市計画変更を伴うため、本事業は、都市計画対象事業となりますことから、このように呼称しております。

続いて、土地利用計画及び建築計画についてです。旧クリーンセンターの工場棟などを、解体した後に、本施設を建設する計画です。建築計画は、工場棟や管理棟など、建築物等の面積の合計で約 9,000 m²を計画しています。

緑地は、敷地全体の40パーセント以上を確保する計画です。なお、土地利用計画は、現時点の想定であり、今後変更になる可能性があります。

続いて、公害防止計画についてです。本施設では、環境への影響をできる限り小さくするため、各種対策を講じる計画としています。はじめに、大気質に係る排出ガスは、いずれの処理方式を選定しても、排出ガス処理を適切に行うことで、大気汚染物質の可能な限りの低減に努めることを踏まえて、自主基準値を適切に設定し、遵守します。なお、現状では、本施設の自主基準値が確定していないことから、法規制値と和名ヶ谷クリーンセンターの自主基準値をもとにした値を示しています。本施設の自主基準値は、準備書の段階でお伝えします。

続いて排水です。焼却処理時に出る排水は、排水処理施設にて処理後、再利用又は下水道放流します。生活排水についても下水道放流します。従って、これらについては、水路や川などの公共用水域には放流しません。雨水は一部を再利用水として利用するほか、公共用水域へ放流します。

次に騒音、振動、悪臭です。法令等や旧施設の和解条項に基づき、設定した基準値を遵守します。旧施設の和解条項とは、旧クリーンセンター建設時に、地域住民の方々と締結した、排出基準値等を記載した文書のことです。数値について参考例を示しますと、騒音の50デシベルは、書店の店内くらいの音です。振動の60デシベルは、屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じるくらいです。臭いは、梅の花の香りが10とされていますので、それよりも少し臭うくらいにな

ります。

次に、収集計画です。搬出入ルートは、左の図に示すとおりです。松戸鎌ヶ谷線を利用して、都市計画対象事業実施区域内へ、出入りする計画です。廃棄物運搬車両台数は、搬入車両、搬出車両台数の合計で、1日あたり、片道で、大型車が285台、小型車が16台を想定しています。ここで言います大型車は、一般にイメージされるトレーラーなどの大型車とは異なり、街なかで見かけるゴミ収集車とお考え下さい。また、小型車は自家用車とお考え下さい。

次に、工事計画です。旧施設の解体工事を令和9年度から行い、本施設の建設工事を、令和11年度から令和15年度までの5か年でおこない、試運転を経て、令和16年度に供用開始とする計画です。以上が事業計画の概要です。

続いて、都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況です。こちらが、都市計画対象事業実施区域、及び、その周辺の土地利用現況図です。ピンク色の建物用地が広がっているほか、緑色の森林、茶色系のその他の用地やその他の農用地等が多くみられます。

右側に広がっているその他の用地は、自衛隊の下総航空基地です。ここに航空基地がある関係で、煙突高さは、55メートルの制限を受けています。

続いて、環境影響評価項目の選定についてです。まず、項目選定の考え方をご説明いたします。項目は、千葉県環境影響評価技術指針に準拠しつつ、廃棄物処理施設の整備をする際に想定される影響について、それらに応じた項目を選定します。影響は、工事中と、共用時に分けて検討します。

例えば、本事業では、ごみを燃やすため、大気汚染による影響が懸念されることから、大気質の項目を選定します。

選定した項目は、現況把握のための調査、影響の予測評価を実施し、影響を低減する対策を検討していきます。

選定項目を整理した表を、ここから3枚のスライドに分けてお示します。表内のタイトル行には、工事中と共用時ごとに影響要因を整理し、左側に項目を整理し、それぞれ該当する内容に丸をつけています。

先程ご説明した大気質を例にしますと土地又は工作物の存在、及び、ばい煙又は粉塵の発生が、ごみを燃やす行為となり、大気質に丸がついております。その他の項目も、同じように整理してありまして、大気質のほか、水質、騒音、振動、植物、動物景観、温室効果ガス等の

18項目を選定しています。

続いて、これら選定した項目について、調査・予測及び評価の手法をご説明いたします。まず調査は、現況の把握と予測・評価に用いるデータを得ることを目的として行います。大気質、水質、騒音、振動などについては、現地調査を行います。また、廃棄物、残土、温室効果ガス等については、現地調査は行わず予測・評価のみを行います。

ここからは、現地調査をおこなう項目の内容について、ご説明します。まず、環境大気質の調査は、地域のベースとなる、大気の濃度を把握します。調査地点は、地域のかぜの状況や、住宅等の分布状況を踏まえて、都市計画対象事業実施区域内1地点と、周辺4地点の、計5地点で行います。各地点で二酸化硫黄や、ダイオキシン類などの項目について、4季節調査します。

地上気象調査は、環境大気質と同様の5地点で行います。都市計画対象事業実施区域内では、風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量を1年間連続、上層気象を4季節で各7日間調査します。周辺の4地点では、風向、風速を上層気象と同様の期間に調査します。なお、上層気象調査は、下総航空基地が近くにあり、調査の実施が困難な場合が考えられます。その場合には、先行事例等の、既存資料を用いることとします。

道路沿道の大気質調査は、図に示した車両ルート上の3地点で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質について4季節で各7日間調査します。また、交通量などについても平日、休日に各1日調査します。

水質では、工事中の排水が流入する河川において、流入箇所の上流側、計2地点で、水素イオン濃度ピーエイチ、浮遊物質濃度エスエス、流量等を、2季節と降雨時に合計4回調査します。環境、地盤では、都市計画対象事業実施区域内の3地点で地下水位を1年間連続で調査します。

環境騒音・超低周波音、振動は、都市計画対象事業実施区域の敷地境界付近4地点で、平日に1日24時間調査します。

道路交通騒音、振動は、道路沿道大気質の調査地点と同様の3地点で平日と休日に調査します。

悪臭は、都市計画対象事業実施区域の敷地境界付近の風上、風下の2地点で特定悪臭物質濃度と臭気指数について調査します。都市計画対象事業実施区域周辺の4地点で臭気指数の調査も行います。調査時期は、夏季と冬季に各1回実施します。

土壌は、都市計画対象事業実施区域内の1地点で、土壌の汚染に係

る環境基準項目とダイオキシン類について1回調査します。

また、地下水質は、2地点で地下水質の汚染に係る環境基準項目とダイオキシン類について1回調査します。

植物、動物、陸水生物、生態系は、都市計画対象事業実施区域、及び、周囲約二百メートルを調査範囲とし、各動植物の生態に合わせた時期に調査します。

猛禽類は、都市計画対象事業実施区域、及び、周辺約2キロメートルを調査範囲とし、主にオオタカの繁殖期に合わせて定点観察と現地踏査を4月から7月に実施します。

景観調査は、都市計画対象事業実施区域周辺の4地点で写真を撮影し、主要な眺望点、眺望景観の状況を着葉季と落葉期に各1回調査を行います。

人と自然との触れ合いの活動の場の調査は、都市計画対象事業実施区域内の多目的広場1地点で利用の状況、利用環境の状況を春季と秋季に各1回調査を行います。

次に予測・評価の手法についてご説明いたします。予測の基本的な手法としては、予測項目の内容に応じて計算やシミュレーションなどによる方法、イメージ写真などによる視覚的な方法、調査結果・事業計画・類似の事例などに基づいた方法から、適切な手法を選定して行います。

評価手法は、現地調査結果や予測結果を踏まえ、ここに示す3つの観点から評価を行います。

基準・目標との整合は、環境基準、規制基準などの環境保全のための目標や、法令の規制値との整合が図られているかという観点。回避・低減は、本事業に係る環境影響ができる限り回避、または、低減されているかという観点。現況との比較は、現況と比較してどのように変化するのかという観点から評価を行います。また、予測結果や評価結果も踏まえて、追加で必要な環境保全措置や事後調査の内容を検討していきます。以上が調査、予測及び評価の手法です。

最後の項目、今後の手続きをご説明いたします。方法書の手続きにおいて、皆様からよせられたご意見を踏まえて、令和6年3月ころから現地調査を1年かけて実施します。準備書の公告、縦覧、説明会は、令和7年9月から10月を予定しております。

方法書の縦覧についてのご案内です。方法書は松戸市、柏市、鎌ヶ谷市、千葉県の各庁舎で縦覧しています。また、松戸市の公式ホームページでもご覧いただけます。

| | |
|---------|---|
| | <p>縦覧期間は12月5日までとなっておりますので、ご注意ください。環境影響評価に係るご意見は、12月20日まで受け付けております。20日必着ですのでご注意ください。意見書は、必要な記載事項をご記入のうえ、松戸市清掃施設整備課まで、持参または郵送の他、メールにてご提出をお願いします。</p> <p>長時間にわたりご覧いただきありがとうございました。ご意見、ご質問お待ちしております。</p> |
| 古井会長 | <p>ありがとうございました。ただいま担当課から説明がありましたが、ここまでで何かご意見等がありますでしょうか。</p> |
| 曾宮委員 | <p>お伺いします。水質の調査をしている調査予測及び評価の手法 5/16 ページ、写真だけでなく場所と川の名前くらいはお知らせくださいますようお願いいたします。</p> |
| 清掃施設整備課 | <p>水質の調査を行う場所については、上大津川となっております。こちらに掲載している写真につきましては、上大津川とは異なるものとなっております。申し訳ございません。</p> |
| 曾宮委員 | <p>写真と場所が違うというのは、いかがなものでしょうか。</p> |
| 清掃施設整備課 | <p>ご指摘の通りでございますので、今後修正してまいります。</p> |
| 曾宮委員 | <p>そういうことをされていると、資料自体の信憑性が疑われちゃうと思いますよ。やはりその辺はちゃんとしていただきたい。上大津川でしたら上大津川の写真にすべきだと思うのですが、私共、坂川とまちづくり市民の会をやっておりますが、一目瞭然で場所が違うじゃないかと見えちゃいますよね。それをきっちり、以後気をつけてください。</p> |
| 小林委員 | <p>すぐくわかりやすい資料で、ありがとうございました。とても考えられているとの感想です。</p> <p>いくつか質問があるのですけれど、まず市民の立場で大きな施設ができるときに気になるものが悪臭かなと思うのですが、ここでは悪臭対策がされているのですけれど、つい先日市川市でごみ焼却炉が大変な事態になっていてまだ状況がおさまっていない。その中で一時的に悪臭が出てしまったらしいのですね。通常の運転時はいいが、何かあった時の悪臭対策も考えておいた方がいいのではないかな。この施設が立つのが楽しみになるような場になったらいいなと思いました。</p> <p>イメージとしては、この前埼玉県石坂産業という所に伺ったのですけれど、循環型社会の提案をしていて環境教育の場になっていたり、市民の憩いの場になっていたり、周りのママさんと非常にうまくやっているの信頼関係があって、農家さんがそこに土地を提供するほどの信頼関係で、全国から見学に来るほど素晴らしい場所になっている</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | ので、もしこれからこれだけ大きい施設ができるとなると、素晴らしい環境に配慮した回収型処理施設があるよという、出来上がるのが楽しみになると思います。 |
| 古井会長 | 市川もやっと一基は動き出そうとしているようです。そんな状況もあったりして市民の方達もごみ処理について関心が高くなっている時期かもしれませんね。またこれから新しい施設を建てるタイミングで考えるのにはいい機会なのではと思います。 |
| 木ノ村委員 | 最後のページ、意見書の提出とあるのですが、受付の開始は？ |
| 清掃施設整備課 | 縦覧の開始と同じく、11月6日からです。 |
| 木ノ村委員 | 意見書などあれば、内容をお聞かせいただければと思います。 |
| 清掃施設整備課 | 現時点ではまだいただいておりません。 |
| 松菱委員 | CO2 測定、地球温暖化対策についてはこの環境影響評価方法書には織り込まれていないのでしょうか。CO2 を回収して活用するような事業を考えると、あるいは、この先CCSの辺はどういう基準で選定しているのか。 |
| 清掃施設整備課 | CCS等その辺のお答えをさせていただきます。現在CCSなどの技術につきましては、各地で環境省以下検討しているところではありますが、現時点では実稼働できる環境にはなっておりません。今後技術の進捗等を見ながら進めて参りたいと思います。 CO2 測定については温室効果ガス等といった項目で選定項目の中に含まれております。お配りしています資料の中、環境影響評価項目の選定、4/4 ページ、表の一番下に温室効果ガス等を選定しております。 |
| 小林委員 | 項目別調査内容で、予測評価のみ行う項目に、日照のことが書いてあったのですが、これだけ大きな施設が住宅密集地に建つと日照問題が気になる方が多いのかなど。でもそれを現地調査されないのかなど、そこが疑問だったのですが、それは予測のみでも大丈夫なのか、建つ前だからということですか？ |
| 清掃施設整備課 | 日照に関してですが、太陽がどのように上がって動くということはある程度予測できます。現在図面で示しているような建物が仮に建つとします。計算で日照の他への影響は求められますので、それで予測をしていくという形になります。 |
| 曾宮委員 | 事業計画概要 5/8 ページに硫黄酸化物、自主基準値 10ppm 以下とありますが、法規制値 K 値との違いを説明していただけないでしょうか。 |
| 八千代エンジニアリング株式会社 | 硫黄酸化物は実際 ppm で規制されるのですがけれども、法規制値を出すときは排ガスの量とか煙突の高さですとか、そういうものが決まっ |

| | |
|---------|---|
| 社 | てこないと言われ、法規制値は決まってくると思います。一般的な焼却施設ですと硫酸化物の法規制値は数百 ppm 位の値になってくると思うのですが、今の時点では排ガスの量とか煙突の高さというのは最終的に決まってくるので K 値 1.75 とお示しさせていただいている状況です。 |
| 清掃施設整備課 | 補足させていただきます。現在、施設整備調査というものをおこなっておりまして、その中で焼却方式や処理能力などを決めさせていただきます。環境影響評価準備書の段階ではこの数値が決まってくるかと思っておりますので、その際にお示しできると思っております。 |
| 山田委員 | 本事業内容の処理能力について 1 日当り 402t とお示しですが、これがどのようなものなのかということ、一市民としてはピンとこないのです。そうしたときに現状のクリーンセンターの能力はどのくらい、更には老朽化といったことが前提かと思っておりますが、それが何年くらい今迄持ってきたのか。同じような人口の自治体ではどの位の処理能力でやっているか、出来上がるのが 11 年後ということ、松戸市の人口増も考えられるわけですね。それについての対応、または耐久年数、どの位持つものなのか、次の段階のことも想定してお示しがあると非常に安心するのですが、この 402t という数値はどのようなものなのか説明していただけますか。 |
| 清掃施設整備課 | <p>ごみ処理基本計画で令和 13 年度の目標としまして焼却対象ごみの処理量 99,500t と設定させていただいております。99,500 t に対しまして、環境省から出されました通知によると、焼却炉は 365 日燃せるものではなく一炉あたり年 280 日燃やせるものとされておりますので、そこから計算すると 1 日当たり約 370t となります。その 370 t に災害廃棄物等発生することもありますので、1 割の余裕を持たせて 402 t とさせていただきます。</p> <p>また、先ほど現状と近隣のお話がありましたが、元々松戸市につきましてはクリーンセンター 200 t 和名ヶ谷が 300 t でございますので現状は 500 t でした。隣の市川市につきましては 600 t となっておりますが、今後新しい施設を造るにあたりまして、市川の計画は約 400 t とされています。</p> |
| 古井会長 | <p>それではいくつかご意見、ご質問等いただきました。まだ具体的にちょっとというものはあると思いますが、それにつきましては担当課と調整しながら、事務局から次回の審議会までに共有させていただくというようなかたちにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>本日の審議につきましては以上でございますが、その他に何かござ</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>いますか。</p> <p>それでは以上を持ちまして令和5年度第1回環境審議会を閉じさせていただきます。長時間にわたり皆様お疲れ様でございました。</p> |
| 事務局 | <p>古井会長ありがとうございました。事務局から2点報告事項がございます。1点目は机の上に置かせていただきましたオレンジ色の冊子、環境の現状と対策についてです。環境保全課より説明させていただきます。</p> |
| 環境保全課 | <p>お手元の環境の現状と対策についてですが、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の主なる状況を中心にまとめたもので、毎年10月に発刊しているものです。参考までにご覧いただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。2点目は今後の環境審議会のご案内でございます。次回は12月19日（火）10:00からとなります。本日の環境影響評価方法書につきまして答申を予定しております。会場は本日と同じ会場となります。</p> <p>また今後の予定ですが、2月ごろに松戸市災害廃棄物処理計画案について及び、地球温暖化対策実行計画の進行管理について審議会の開催を予定しております。改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして環境審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p> |

以上